

おてんま傷害保険

(管理下中における傷害のみの補償特約付帯普通傷害保険)

加入のすすめ

- この傷害保険は、生産森林組合員および地域住民の方で組合・集落等の責任者の指示により作業を行っている間（集合から解散までの間）にケガをされたときに保険金をお支払いします。
- 組合・集落等の単位でご加入いただけます。
- 保険の補償を受けられる日は加入日から1年間のうち、特定した日です。

【おてんま傷害保険の概要】

長野県森林組合連合会が保険契約者、生産森林組合のほか、集落・各種林業関係団体等が加入者となり、統率者のもとで共同して行動(作業)するときの共同作業従事者を被保険者(保険の補償を受けられる方)とする傷害補償制度です。

生産森林組合のほか、集落、各種林業関係組合、財産区、自治会、林研会等責任者が統率し、共同して行動する団体やグループであれば、法人格の有無に関係なく幅広く加入できますが、

本業として作業を行う場合はご加入できません。

本業・報酬を伴う作業（アルバイト・パートを含みます）。ただし、交通費実費、弁当代程度の支給のみを受ける作業は含みません。

この傷害保険は管理下中における傷害のみの補償特約(※1)・準記名式契約特約(全員付保)(同一保険金額用)(※2)・通算短期率適用契約に関する特約(前年活動実績方式または平均活動日数方式)(※3)・往復途中中における傷害補償特約(※4)を適用しています。

(※1)管理下中における傷害のみの補償特約…組合・集落等の責任者の指示により作業を行っている間(ただし、集合から解散までの間にケガをされたときに保険金をお支払いします。

(※2)準記名式契約特約(全員付保)(同一保険金額用)…長野県森林組合連合会で1年間の被保険者全員の名簿を備え付けることを条件として、契約締結時に被保険者の記名を省略することができます。

(※3)通算短期率適用契約に関する特約(前年活動実績方式)…被保険者が特定の作業を行っている間のケガのみを補償する場合において、その活動日が連続していないような場合に、活動日を通算した日数(前年度の活動実績で団体の活動日数または最も多く活動した方の活動実績日数)により短期率を適用する契約方式です。

(※4)往復途中中における傷害補償特約…下記ア、およびイ。の要件を満たす場合、被保険者の住居と集合地・解散地とを合理的な経路および方法により往復している間の事故も保険金支払いの対象となります。

ア. 被保険者が、作業に参加等の目的をもって被保険者の住居を出発する前に、保険契約者の備える名簿により確定していること。

イ. 作業日・場所が、活動計画表および活動状況に関する実行状況日誌等の客観的資料により確定できること。

長野県森林組合連合会

I おてんま傷害保険の内容

(1) 保険期間：加入日の午後4時から1年間です。ただし、保険の補償を受けられる日は組合等の責任者の指示により作業をされる7日以内・15日以内・30日以内の特定日となります。

(2) 保険金をお支払いする場合

【お支払いする保険金の内容】

①死亡保険金

被保険者が作業を行っている間に急激かつ偶然な外来の事故(※1) (以下「事故」といいます。)によりケガ(※2)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に、そのケガがもとで死亡されたときは、死亡・後遺障害保険金額の全額(すでにお支払いした後遺障害保険金がある場合は、その金額を差し引いた額)をお支払いします。

②後遺障害保険金

被保険者が作業を行っている間に事故によりケガ(※2)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に、身体に後遺障害が生じたときは、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%の範囲内でお支払いします。(ただし、保険期間を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。)

③入院保険金

被保険者が作業を行っている間に事故によりケガ(※2)をされ、その治療のため事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合、入院1日につき入院保険金日額をお支払いします。

(注1)事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。

(注2)入院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。

④手術保険金

被保険者が作業を行っている間に事故によりケガ(※2)をされ、その治療のため事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において手術(※3)を受けられた場合、入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額×10倍、入院中以外の手術の場合は入院保険金日額×5倍をお支払いします。

(注1)1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りです。

(注2)入院中とは事故により被ったケガを直接の結果として入院している間をいいます。

⑤通院保険金

被保険者が作業を行っている間に事故によりケガ(※2)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内の通院に対して、90日を限度として、通院1日につき通院保険金日額をお支払いします。なお、通院には往診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。

(注1)通院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても通院保険金は重複してお支払いできません。

(注2)通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場合において、所定の部位(※4)を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等(※5)を常時装着したときは、その日数について保険金をお支払いします。

(※1)急激かつ偶然な外来の事故とは…下記3項目を全て満たす場合をいいます。

○急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと

○偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの

○外来性＝身体の外部からの作用によるもの

<上記3項目に該当しない例>

日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛(反復性の原因によるもの)、疾病などは“急激かつ偶然な外来の事故によるケガ”に該当しないため、保険金支払の対象となりません。

(※2)ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

(※3)対象となる手術は以下の①・②とします。

①公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし、創傷処理、抜歯などお支払い対象外の手術があります。

②先進医療に該当する診療行為。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為などお支払い対象外となるものがあります。

(※4)所定の部位とは肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の3大関節部分、肋骨(ろっこつ)、胸骨等の保険約款に記載の部位をいいます。

(※5)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレまたはシーネおよびこれらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨(ろっこつ)固定帯、サポーター等は含みません。

【既往症がある場合の保険金支払におけるご注意】

すでに存在していた身体の障害や病気(骨粗しょう症を含みます。)の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金(保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。)をお支払いします。(ケガの原因が病気のみ起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。)

【保険金をお支払いできない主な場合】

ご加入者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ／けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ／自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ／脳疾患・疾病・心神喪失によるケガ／妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ／地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ／戦争、内乱、暴動などによるケガ（テロを除く）／ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング（登る壁の高さが5m以下であるボルタリングは含みません。）、リュージュ、ボブスレー、航空機操縦（ただし、職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ／自動車、オートバイ、モーターボート等による競技等を行っている間のケガ／むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見※のないもの など

※ 医学的他覚所見とは理学的検査、神経的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

II 保険金額と年間保険料

組合または集落等でご加入の単位毎に一つの型（作業日数、被保険者数により補償内容が異なります。）を選択してください。一組合または一集落等で複数の型を選択することはできません。また、ご希望の保険金額・ご予算に併せて保険金額を設定する事も可能です。下記の保険料は、活動内容が森林作業等であることを前提に職業・職種区分「B区分」の料率を適用しています。

● 年間出役7日以内コース（5名以上19名以下）

型	死亡・後遺障害 保険金額	入院保険金日額	通院保険金日額	1名あたり 年間保険料
A-1型	49万円	1,000円	500円	700円
B-1型	63万円	1,200円	800円	1,000円
C-1型	84万円	1,700円	1,000円	1,300円
D-1型	125万円	3,500円	2,000円	2,500円
E-1型	163万円	4,800円	3,000円	3,600円
F-1型	208万円	6,000円	4,000円	4,700円

年間出役7日以内コース（20名以上）（団体割引5%）

型	死亡・後遺障害 保険金額	入院保険金日額	通院保険金日額	1名あたり 年間保険料
A-2型	63万円	1,000円	500円	700円
B-2型	85万円	1,200円	800円	1,000円
C-2型	110万円	1,700円	1,000円	1,300円
D-2型	179万円	3,500円	2,000円	2,500円
E-2型	238万円	4,800円	3,000円	3,600円
F-2型	305万円	6,000円	4,000円	4,700円

● 年間出役15日以内コース（5名以上19名以下）

型	死亡・後遺障害 保険金額	入院保険金日額	通院保険金日額	1名あたり 年間保険料
G-1型	43万円	900円	500円	1,100円
H-1型	46万円	1,300円	800円	1,600円
I-1型	86万円	2,400円	1,500円	3,000円
J-1型	171万円	4,800円	3,000円	6,000円

年間出役15日以内コース（20名以上）（団体割引5%）

型	死亡・後遺障害 保険金額	入院保険金日額	通院保険金日額	1名あたり 年間保険料
G-2型	55万円	900円	500円	1,100円
H-2型	59万円	1,300円	800円	1,600円
I-2型	114万円	2,400円	1,500円	3,000円

● 年間出役 30 日以内コース（5名以上19名以下）

型	死亡・後遺障害 保 険 金 額	入院保険金日額	通院保険金日額	1 名あたり 年間保険料
K-1 型	36 万円	900 円	500 円	1,500 円
L-1 型	43 万円	1,200 円	800 円	2,200 円
M-1 型	86 万円	2,400 円	1,600 円	4,400 円
N-1 型	177 万円	4,700 円	3,200 円	8,800 円

年間出役 30 日以内コース（20名以上）（団体割引 5%）

型	死亡・後遺障害 保 険 金 額	入院保険金日額	通院保険金日額	1 名あたり 年間保険料
K-2 型	49 万円	900 円	500 円	1,500 円
L-2 型	60 万円	1,200 円	800 円	2,200 円
M-2 型	121 万円	2,400 円	1,600 円	4,400 円
N-2 型	246 万円	4,700 円	3,200 円	8,800 円

Ⅲ ご加入の手続き

- ◆組合または集落等は 1 年間の共同作業従事予定者(以下、被保険者といいます。)の確認を行ってください。
- ◆被保険者の範囲は 1 年間に 1 日以上出役を予定される方全員の一括加入となります。(一部の方のみの加入はできません。)
- ◆被保険者数は 5 名以上でお申込みください。
- ◆保険契約者である長野県森林組合連合会において、共同作業従事予定者全員を記載した名簿(被保険者名簿)の備え付けが必要となります。契約形態を準記名式契約としていることから、契約時に被保険者名簿の提出は必要ありませんが、申込人数や被保険者が事実と異なる場合は、保険金のお支払いができない場合がありますので、加入される組合・集落等では正確にご申告ください。
- ◆被保険者を変更したとき、または人数に増減があった場合はすみやかに長野県森林組合連合会へご連絡ください。
- ◆通算短期契約の前年活動実績方式を使用していることから、前年の活動実績(組合・集落等の活動日、または最も多く活動した方の活動実績日数)を加入依頼書の所定の欄に必ずご記入ください。
- ◆所定の加入依頼書に必要事項記載の上、長野県森林組合連合会へ人数分の保険料を添えてお申込みください。

Ⅳ ご加入の際のご注意

- ・告知義務(ご加入時に保険会社に重要な事項を申し出いただく義務)
ご加入者には、ご加入に際し、保険会社が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。この保険では加入依頼書に★印が付された項目が告知事項となります。

Ⅴ ご加入後のご注意

ご加入後に、加入依頼書等の記載事項に変更が生じた場合は、すみやかに取扱代理店または共栄火災にご通知ください。

Ⅵ 事故が発生した時は

万一事故が発生したときは、すみやかに発生日時・場所、受傷者の住所・氏名・ケガの状況等を長野県森林組合連合会もしくは取扱代理店または共栄火災にご連絡ください。また、保険金のご請求にあたっては、保険会社所定の保険金請求書類、保険契約者の備え付けの名簿を提出していただきます。

保険金請求権については、時効(3年)がありますのでご注意ください。

〜〜 ご加入にあたっては、重要事項説明書をご確認ください。〜〜

●●このチラシは、おてんま傷害保険の概要を説明したものですので詳細およびご不明な点については下記にお問い合わせください。●●

<取扱代理店> (株)モリレン長野
長野県長野市中御所岡田町 30-16
TEL 026 (267) 6636 FAX 026 (266) 0182

<引受保険会社> 共栄火災海上保険株式会社 甲信支店 長野支社
長野県長野市南県町 693-4 TEL 026 (234) 2161
ホームページ <https://www.kyoeikasai.co.jp/>

承認番号 22-0932

普通傷害保険にご加入いただくお客さまへ

重要事項説明書（団体契約用）

- この書面では、普通傷害保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご加入前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。
- ご加入者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

契約概要 → 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 → ご加入に際してご加入者にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、パンフレットをご参照ください。なお、主な約款は共栄火災ホームページ (<https://yakkan.kyoeikasai.co.jp/>) に掲載しておりますので、必要に応じてご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに約款を掲載していない商品もあります）。ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

1. ご加入前におけるご確認事項

(1) 団体契約の仕組み

団体契約は、企業等の団体をご契約者とし、その構成員等を保険の補償を受けられる方（以下「被保険者」といいます。）とする保険契約です。被保険者が保険料を負担する場合には、団体（ご契約者）が各被保険者のご負担額をとりまとめ、団体（ご契約者）から一括してお支払いいただくこととなります。

(2) 商品の仕組み **契約概要**

この保険は、生産森林組合・集落等の責任者の指示により作業を行っている間に、急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者がケガをしたときに保険金をお支払いします。

(3) 被保険者の範囲 **契約概要**

被保険者の範囲はパンフレットでご確認ください。

(4) 基本となる補償内容 **契約概要** **注意喚起情報**

基本となる補償内容はパンフレットの「保険金をお支払いする場合」「保険金をお支払いできない主な場合」でご確認ください。

(5) 主な特約・補償の概要 **契約概要**

この保険でセットできる特約はパンフレットの「保険金をお支払いする場合」でご確認ください。

(6) 保険金額の設定等 **契約概要**

保険金額の設定にあたっては、次の a. ～ b. にご注意ください。

- お客さまが実際に契約する保険金額については、パンフレットでご確認ください。
- 各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。被保険者の年齢・年収などに照らして適正な額となるように設定してください。

(7) 保険期間および補償の開始・終了時期 **契約概要** **注意喚起情報**

この保険の保険期間は原則としてご契約の始期から1年間です。保険期間の途中で加入する場合の補償期間は、ご加入日から保険期間終了日までとなります。なお、ご加入日については、当該団体におけるとりまとめ日（締切日）後の所定の日となりますのでパンフレット等でご確認ください。

(8) 保険料の決定の仕組み **契約概要**

保険料は保険金額、保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料はパンフレットでご確認ください。

(9) 保険料の払込方法等 **契約概要** **注意喚起情報**

保険料の払込方法は、ご加入と同時に全額を払い込む一時払と複数の回数に分けて払い込む分割払とがあります。実際にご加入いただくお客さまの保険料払込方法や当該団体における保険料相当額のとりまとめ方法についてはパンフレットでご確認ください。

(10) 満期返れい金・契約者配当金 **契約概要**

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2. ご加入時におけるご確認事項

(1) 告知義務（加入依頼書の記載上の注意事項） **注意喚起情報**

告知義務とは、ご加入時に告知事項について事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として共栄火災が告知を求めるもので、加入依頼書において★印がついている項目のことです。この項目が事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。告知事項の記載内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

■告知事項

- 被保険者の職業・職種
- 同種の危険を補償する他の保険契約等に関する情報

(2) クーリングオフ **注意喚起情報**

お申込み後であってもお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができる制度がありますが、企業等をご契約とする保険はクーリングオフの対象とはなりません。ご加入内容を十分にご確認ください。

(3) 死亡保険金受取人 **注意喚起情報**

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。

3. ご加入後におけるご確認事項

(1) 脱退時の返れい金 **契約概要** **注意喚起情報**

団体契約から脱退する場合、保険は終了となります。パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。本契約は通算短期契約であるため、返れい金はございません。

(2) 被保険者からの解約 **注意喚起情報**

被保険者をご加入者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険の解約を求めることができます。被保険者から解約の請求があった場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

4. その他ご留意いただきたいこと

(1) 保険会社破綻時等の取扱い **注意喚起情報**

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、共栄火災も加入しています。この保険契約は「損害保険契約者保護機構」の対象となり、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、返れい金等は80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

(2) 個人情報の取扱い **注意喚起情報**

この保険契約に関する個人情報は、共栄火災がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、共栄火災および共栄火災のグループ会社が、この保険契約以外の商品・各種サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先企業の商品・各種サービスのご案内のために利用することがあります（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。）。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

●契約等の情報交換について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

●再保険について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求のために、再保険引受会社に提供することがあります。

詳しくは、共栄火災ホームページをご覧ください。<https://www.kyoeikasai.co.jp/>

ご加入内容の確認事項

～ お申込みいただく前にご確認いただきたい事項 ～

本確認事項は、ご加入いただく保険がお客さまのご希望を満たした内容となっていること、加入依頼書の内容が正しく記載されていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが、重要事項説明書やパンフレットを参照しながら、以下の事項について再度ご確認のうえ、ご加入いただきますようお願いいたします。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

【ご確認いただきたい事項】

- この保険はお客さまのご意向を推定（把握）のうえご案内しています。ご加入内容が以下の点でお客さまのご意向に合致しているか、よくご確認ください。
 - 補償の種類（保険種類・補償する事故の範囲）
 - 補償の内容（保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など）・特約の内容
 - 保険金額（申込型）
 - 保険期間
 - 保険料・払込方法
 - 被保険者の範囲
- 加入依頼書に記載された被保険者の「団体名」「申込人数」「活動日数」等に誤りがないかご確認ください。
- 重要事項説明書の内容にご不明な点がないかご確認ください。

お申込みいただいた後には...

●ご家族の方にも保険の加入内容についてお知らせください《代理請求制度について》

この保険では、被保険者（保険の補償を受けられる方）が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居する配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。万が一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要（保険会社名、お支払いする保険金の種類など）をお伝えいただきますようお願いいたします。

(3) 重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること
- ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

(4) ご加入の継続について

保険金請求状況や年齢などによっては、保険期間終了後、継続してご加入できないことや、補償内容を変更させていただくことがあります。

(5) 事故が起こった場合

事故が起こった場合は、すみやかに取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。なお、保険金の請求を行う場合は、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、必要な書類等をご提出いただくことがあります。

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、
カスタマーセンターまでご連絡ください。

カスタマーセンター

0120-719-112 [通話料無料]

[受付時間] 平日 午前9:00～午後6:00

※お申出の内容に応じて、取扱代理店または共栄火災営業
店・損害サービス課・損害サービスセンターへお取次ぎ
する場合がございます。

もしも事故が起こったら・・・

すみやかに共栄火災営業店、取扱代理店または下記までご
連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「あんしんほっとライ
ン」

0120-044-077 [通話料無料]

■ 指定紛争解決機関 注意喚起情報

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛
争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本
契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場
合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解
決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 [ナビダイヤル通話料有料]

[受付時間] 平日 午前9:15～午後5:00 詳しく
は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧くだ
さい。(https://www.sonpo.or.jp/)